

公安委員会定例会議の概要

開催月日：令和6年10月2日（水）

出席者

○公安委員会

平川委員長、久家委員、板井委員

○県警察

警察本部長、警務部長、生活安全部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長、首席監察官、警察学校長、警務部総括参事官、総務課長、監察課長、生活安全企画課長、組織犯罪対策課長、交通企画課長、運転免許課聴聞官、公安委員会補佐室長、監察課課長補佐

大分県公安委員会定例会議における協議事項、大分県警察からの報告事項等は次のとおりであり、それぞれの事項について審議を行いました。

協議事項

○ 公安委員会に対する苦情の申出について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出について、その内容を確認の上、受理するとともに、警察本部に調査を指示した。

○ 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

警察本部から、大分市大字荏隈等の各区画の一部が新たな町の区域として画されることに伴い、「警察署の名称、位置及び管轄区域条例」及び「交番等の設置に関する規則」を改正することについて説明がなされ、協議の結果、原案のとおり同条例及び同規則の改正を決定した。

○ 公安委員会に対する苦情の申出に関する調査結果について

警察本部から、公安委員会宛てに送付された苦情の申出について、当該調査結果の説明がなされ、協議の結果、申出人に対する回答を決定した。

○ 風営法施行規則の一部改正に伴う公安委員会事務の専決について

警察本部から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正により、新たに生じる公安委員会の権限に属する事務について、生活安全企画課長専決とすることについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり同事務を生活安全企画課長専決とすることを決定した。

○ 警備業法施行規則の一部改正に伴う公安委員会事務の専決について

警察本部から、警備業法施行規則の一部改正により、新たに生じる公安委員会の権限に属する事務について、生活安全企画課長等専決とすることについての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり同事務を生活安全企画課長等専決とすることを決定した。

○ 賞揚等禁止命令の発出について

警察本部から、暴対法第30条の5第1項に基づく賞揚等禁止命令を発出することについて説明がなされ、協議の結果、原案のとおり本命令を発出することを決定した。

○ **大分県道路交通法施行細則の改正について**

警察本部から、道路交通法の一部を改正する法律のうち、自転車運転中における携帯電話使用等の禁止に関する規定が11月1日に施行されることに伴い、大分県道路交通法施行細則を改正することについて説明がなされ、協議の結果、原案のとおり同施行細則の改正を決定した。

○ **運転免許の行政処分について**

警察本部から、運転免許の取消しに係る意見聴取事案等に関し、各事案概要、処分内容及び被処分者の意見・弁明等についての説明がなされ、協議の結果、原案のとおり取消処分等を決定した。

報 告 事 項

○ **令和6年大分県議会第3回定例会の対応状況について**

警察本部から、令和6年大分県議会第3回定例会の対応状況に関して、会期や質問対応状況等について、報告がなされた。

○ **大分県長期総合計画における警察本部所管の施策について**

警察本部から、大分県行政の長期的、総合的な指針を示す大分県長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」に関して、同計画の概要や所管施策等について、報告がなされた。

○ **令和6年度九州管区内警察逮捕術・拳銃射撃競技大会の出場結果について**

警察本部から、令和6年度九州管区内警察逮捕術・拳銃射撃競技大会の出場結果について、報告がなされた。

○ **公益通報について**

警察本部から、公益通報について、報告がなされた。

○ **道路交通法の一部を改正する法律の一部施行(11月1日)について**

警察本部から、本年5月24日に公布された道路交通法の一部を改正する法律のうち、11月1日から施行される事項に関して、改正概要や県警の取組事項等について、報告がなされた。

公安委員から、「施行に際しては、事前広報や指導教養を推進していただきたい」旨の意見がなされた。

○ **「ツール・ド・九州2024」開催に伴う交通対策について**

警察本部から、「ツール・ド・九州2024」大分ステージの開催に伴う交通対策に関して、交通対策の目的や概要等について、報告がなされた。

公安委員から、「開催にあたっては、関係機関・団体と十分に連携し、交通事故防止に努めていただきたい」旨の意見がなされた。